

様式第 1 号(第 3 条関係)

週休 2 日確保工事の実績に関する特記仕様書

本工事は、愛南町週休 2 日確保工事実施要領(以下「実施要領」という。)の規定に基づく週休 2 日確保工事(受注者希望型)の対象工事である。

(対象期間)

第 1 条 工事着手日(工事看板の設置、起工測量等の現場作業開始日)から工事完了日(現場の片付け、工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日)までの期間とする。ただし、年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで)6 日間、夏季休暇(土日を除く。)3 日間、工場製作のみを実施する期間、工事全体を中止する期間、他の工事との工程の調整による不稼働期間のほか、やむを得ない事由により現場作業を余儀なくされる期間等対象期間として取り扱うことが適当でない期間を除く。

(定義)

第 2 条 本仕様書において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 週休 2 日 次号に定める対象期間において、次のいずれかに該当する現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ア 週単位 全ての週において現場閉所を土曜日及び日曜日(以下「土日」という。)に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行うことをいう。

イ 月単位 全ての月において 4 週 8 休以上の現場閉所を行うことをいう。

ウ 通期 対象期間において、平均して 4 週 8 休以上の現場閉所を行うことをいう。

(2) 対象期間 工事着手日(工事看板の設置、起工測量等の現場作業開始日をいう。)から工事完了日(現場の片付け、工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日をいう。)までの期間をいう。ただし、年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで)6 日間、夏季休暇(土日を除く。)3 日間、工場製作のみを実施する期間、工事全体を中止する期間、他の工事との工程の調整による不稼働期間、やむを得ない事由により現場作業を余儀なくされる期間等対象期間として取り扱うことが適当でない期間を除く。

(3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業(内業)を含め 1 日を通して現場及び現場事務所を閉所することをいう。

(現場閉所日の確保)

第 3 条 受注者は、週休 2 日確保工事に取り組むときは、原則として対象期間中の土日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所できないときは、現場閉所日の振替を行うことができる。この場合において、週単位の週休 2 日確保工事において土日に代わる現場閉所日を指定するときは同一の週のうちから日を指定することにより 1

週間に2日間以上の現場閉所を行うものとし、1回の夜間工事が二日にわたるときは、土曜日から日曜日まで又は日曜日から月曜日までにわたる工事において行う現場閉所は週休2日を達成しているものとみなす。

- 3 現場閉所日は、元請け及び下請けを含む現場での作業を行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、現場閉所日における作業として扱わないものとする。

- (1) 異常気象時等の緊急の対応であるもの。
- (2) 現場見学会等により現場を公開するもの。
- (3) 発注者の指示によるもの。

(実施方法)

第4条 受注者は、工事着手日までに週休2日確保工事の実施希望の有無を工事打合簿により監督員(愛南町建設工事執行規則(平成17年愛南町規則第22号)第15条第1項に規定する監督員をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。

- 2 週休2日確保工事を実施する受注者は、原則として土日を現場閉所日とする工程表を提出するものとする。

- 3 受注者は、工事看板等により週休2日確保工事であることを明示するものとする。

- 4 受注者は、全ての現場作業が完了したときは、速やかに現場閉所報告書(様式第2号)を発注者に提出するものとする。

- 5 受注者は、前条第2項の規定により現場閉所日の振替をするときは、工事打合簿によりその理由及び振替を行う日を発注者に通知しなければならない。

- 6 受注者は、工事の途中に週休2日確保工事の実施を取りやめ、又は変更するときは、工事打合簿にその理由を記載し、監督員に通知するものとする。

- 7 受注者は、工事日報、危険予知活動日誌等現場閉所の確認に必要な資料を整備し、監督員から請求があったときは、速やかにこれを提出し、又は提示しなければならない。

(費用の計上)

第5条 発注者は、週休2日確保工事に取り組む工事については、現場閉所の状況により実施要領に基づき費用を計上するものとする。

(アンケート調査等)

第6条 受注者は、発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施するときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第7条 この仕様書に記載のない事項については、実施要領の規定による。